

くらし・しごと相談センター

こんなお悩みありませんか？

なかなか仕事が
みつからない

家計のやりくりに
困っている

働かず
ひきこもっている
家族のことが心配

家賃・電気・ガス・
水道の支払いに
困っている

こどもを進学
させてあげたい
けれど……

借金があり
生活が苦しい

ひとりで悩まないで！
あなたの悩みに寄り添います

所在地 富士宮市宮原7番地の1（富士宮市総合福祉会館内）

時 間 火～土曜日（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15

☎ 0544-22-0094

miya.294@eagle.ocn.ne.jp

市役所にも相談窓口があります

所在地 富士宮市弓沢町150番地（富士宮市市役所福祉総合相談課内）

時 間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:30～16:00

☎ 0544-22-1561

ご相談は無料。
まずは、お気軽にご相談
ください。秘密は厳守します。



生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業、家計改善支援事業）を富士宮市より受託しています。

（福）富士宮市社会福祉協議会

事業対象者

富士宮市在住で経済的に困窮されている方、また心配のある方

支援メニューの内容

自立相談支援事業

仕事・暮らしのことでお困りの方、あるいは、そのご家族からの相談を受けて、どのような支援が必要かを自立相談支援員が一緒に考え、具体的な支援計画を作成し、手続きの同行支援や以下の支援メニューを活用し、寄り添いながら自立した生活の実現を目指します。

住居確保給付金

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を失った又は失うおそれのある方を対象として原則3ヶ月間、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより住居を確保したうえで、就労に向けた支援を行います。※収入・資産要件・支給上限額等あり

家計改善支援事業

生活費の使い方など家計の収支を相談者と見直し、改善することで生活の安定を図ります。家計管理に関する支援、滞納の解消や債務整理に関する支援、貸付のあっせんを行います。

就労準備支援事業

(NPO法人就労支援ネットワーク静岡が受託)

働く意欲がありながら、生活のリズムが崩れている、社会との関りに不安を抱いている、就労意欲が低下しているなど、直ちに就労することが困難な方について、一緒に仕事を探したり、生活習慣の改善や社会参加能力の向上を図り、就労に向けた支援を行います。

一時生活支援事業

(NPO法人POPOLOが受託)

緊急に衣食住の支援が必要な方に対して、一定期間、日常生活に必要な支援(食料の提供、居住地の確保など)を行います。

認定就労訓練事業

(社会福祉法人天竜厚生会が県より受託)

直ぐに一般就労することが困難な方に就労体験の場を提供することにより、就労意欲の増進と一般就労への移行や生活面、健康面での支援を行います。

子どもの学習・生活支援事業

(NPO法人就労支援ネットワーク静岡が受託)

支援が必要な世帯の子どもを対象に学習支援教室を実施しています。学習支援、居場所づくり、保護者への教育相談等を行うことで、子どもの自立支援を図ります。中学生を対象としています。

相談支援の流れ

1 相談窓口(富士宮市社会福祉協議会、富士宮市役所福祉総合相談課)へ来ていただくな、お電話ください。(メール可)

- 就労や家庭、心身の問題など、抱えている問題を自立相談支援員がうかがいます。
- 相談の内容によっては、適切な対応ができる専門機関へおつなぎします。
- 窓口に来られない場合は自立相談支援員が訪問することができます。

2 自立相談支援員が困りごとをお聞きします。困っていることを何でも話してください。

3 解決に向けて、一人ひとりにあった支援計画を相談者と共に作成します。

4 支援計画に沿った支援を行います。 仕事に就くための支援をする就労準備支援事業、お金を計画的に使えるよう支援する家計改善支援事業、緊急に衣食住の確保が必要な方の支援をする一時生活支援事業へつなぎ、生活福祉資金、住居確保給付金などの各種制度の紹介、ハローワークへの同行等を行います。

5 一緒に課題を解決しながら自立を目指しましょう。

生活困窮者世帯へのサポート事業

生活困窮状態にある方に対し、最低限の生活の維持に欠かせない食料の支援を行っています。

これを **フードサポート事業** と言います。

この事業は、あくまでも緊急的に生活を繋ぐためのものであり、長期的な提供ができるものではありません。

食料支援をする際には、自立に向けた就労支援や生活再建のための相談を提案し、早期脱却を目指し安定した生活が送れるよう支援します。お困りの際には是非ご相談ください。

～みなさまのお手元に届くまで～



～フードサポート事業は、事業の趣旨をご理解くださった富士宮市民の方々の善意により支えられています～

フードサポート事業を支える皆さん



野菜を作っている方に登録のご協力をいただき、地域で困っている方がいらしたら『おこそわけ』していただく「お野菜おこそわけプロジェクト」を推進しています。

大切な栄養素であるお野菜を通して、地域の中で「生きる」「繋がる」を目指しています。



登録
調整

富士宮市社協
生活困窮者の相談

相談
情報提供

生活困窮者

地域との繋がり

生活福祉資金貸付制度～世帯の自立を支援するための貸付制度～

資金の種類	貸付用途	
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用（毎月の生活費・家賃）
	住宅入居費	住居確保給付金を申請している方で、敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 ※敷金、礼金等、入居の際の初期費用（賃料、共益費、管理費）、不動産仲介手数料、火災保険料、入居保証料
	一時生活再建費	生活を再建するために必要かつ最低限の日常生活費を賄うことが困難である費用 ※低家賃の賃貸住宅への転居費用及び家具什器費（住居確保給付金申請者） ※滞納している公共料金等の支払いに必要な経費等
福祉資金	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額貸付 ①医療費又は介護費の支払い等で臨時の生活費が必要なとき ②火災等被災によって生活費が必要なとき ③その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき ※年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な費用

応急小口資金貸付事業～富士宮市社会福祉協議会による貸付事業～

緊急かつ一時に必要な費用について貸付します

- 貸付限度額：50,000円（無利子）
- 連帯保証人：1名（富士宮市内居住で独立した生計を営んでいる方）が必要
- 居住する地区の民生委員児童委員の意見書が必要

- ・生活福祉資金、応急小口資金とも、面談後に対象となる方へ申請書等をお渡ししております。
- ・貸付には審査があります。審査結果によっては貸付できない場合もありますのでご了承ください。



貸付に関する詳しい内容、条件等のお問い合わせは…

富士宮市社会福祉協議会 生活あんしん係

☎0544-22-0094